

学校法人東京女子大学役員及び評議員の報酬等に関する規程

(1993年3月23日制定)

改正	2000年10月19日	2023年5月18日
	2001年11月15日	2025年3月13日
	2006年10月19日	
	2012年 5月17日	
	2020年 3月12日	
	2021年 9月16日	

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東京女子大学寄附行為第58条第1項に基づき、学校法人東京女子大学（以下「本法人」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬等について定める。

(定義等)

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、本法人において週3日以上勤務することが常態である者をいう。ただし、第3号に該当する教職員理事を除く。
- (3) 教職員理事とは、本法人の専任職員として給与を支給している理事をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、第2号及び第3号以外の役員をいう。
- (5) 業務執行理事とは、副理事長、常務理事及び理事長が指定する特定の業務を担当する理事をいう。
- (6) 学外評議員とは、寄附行為第32条第1項第1号から第3号まで及び第6号に定める評議員をいう。ただし、第7号に該当する教職員評議員を除く。
- (7) 教職員評議員とは、寄附行為第32条第1項第3号から第6号に定める評議員のうち、本法人の専任職員として給与を支給しているものをいう。
- (8) 報酬等とは、報酬、職務手当その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。役員等の報酬等には、給与規程に基づくものを含まない。

(報酬等の支給)

第2条 役員に対し、次のとおり報酬等を支給する。ただし、教職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の役員に対しては、基本報酬を支給する。
 - (2) 非常勤の役員に対しては、基本報酬を支給する。
 - (3) 非常勤の理事長及び業務執行理事に対しては、前号の基本報酬に加えて、職務手当を支給する。
- 2 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員会議長に対しては、基本報酬を支給する。

(報酬等の額の算出方法)

第2条の2 常勤の役員の報酬額は、別表第1のとおりとし、各役員の報酬月額は俸給表のうちから、職務を執行する日数を勘案して理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員の報酬額は、別表第2のとおりとする。
- 3 非常勤の理事長及び業務執行理事に対する職務手当の額は、別表第3のとおりとし、報酬月額は俸給表のうちから、職務を執行する日数を勘案して理事会において決定する。
- 4 評議員会議長の基本報酬の額は、別表第4のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬等の支給日及び端数計算等については、給与規程第4条、第5条及び第6条を準用し、「給与」とあるのは「報酬等」に読み替えるものとする。

- 2 非常勤の役員及び学外評議員である評議員会議長の報酬等は、次の各号に定める時期に支給

する。

(1) 報酬 原則として毎月 21 日に、年額を 12 で除した額を支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げる。役員又は評議員会議長が、月の途中で就任又は退任した場合の報酬は、当月分の報酬を全額支給する。

(2) 職務手当 毎月支給する。役員又は評議員会議長が月の途中で就任又は退任した場合は、当月分の職務手当を全額支給する。

(報酬等からの控除)

第3条の2 報酬等の支給にあたっては、所得税等法定の控除を行う。

(役員の旅費日当の支給)

第4条 役員に対し、次の各号の場合、旅費日当を支給する。ただし、理事長及び業務執行理事を除く。

(1) 理事会、評議員会に出席した場合

(2) 寄附行為施行細則第 9 条に基づき設置される委員会のうち理事長が指定した委員会に出席した場合

2 前項の旅費日当の額は、別表第 5 のとおりとする。

3 前項にかかわらず、交通費実費が前項に定める旅費日当の額を上回る場合は、交通費実費を支給する。

4 役員が職務執行のため都内近郊外に出張した場合は、当該役員に対して国内旅費規程又は海外旅費規程による旅費を支給する。

(学外評議員への交通費相当額の支給)

第4条の2 評議員会議長以外の学外評議員に対し、次の各号の場合、交通費相当額を支給する。

(1) 理事会、評議員会に出席した場合

(2) 理事会が必要と認める下記の場合

ア 学内における諸委員会、会議、打合等に出席する場合

イ 学外における諸会議、研究会、セミナー等に出席する場合

ウ 学外において、対外的折衝業務を行う場合

2 交通費相当額は、別表第 6 のとおりとする。

3 前項にかかわらず、交通費実費が前項に定める交通費相当額を上回る場合は、交通費実費を支給する。

4 第 1 項第 2 号の業務が、都内近郊外で行われる場合は、第 2 項の交通費相当額に代えて、国内旅費規程又は海外旅費規程による旅費を支給する。

(退任時謝礼)

第5条 役員及び学外評議員が退任したときは、謝意を表し、職務及び在任期間に応じた相当額の金品を支給する。

第5条の2 退任時に支給する金品は、原則として商品券とする。場合により商品券に代わって記念品を支給することがある。

第6条 第 5 条に定める退任時に支給する金品の相当額は、別表第 7 の計算式により算出する。

(公表)

第7条 本法人は、この規程により、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を徴し、理事会が決定する。

附 則(1993年3月23日制定)

この規程は、1993年4月1日から施行する。

附 則(2000年10月19日改正)

この規程は、2000年10月19日から施行する。

附 則(2001年11月15日改正)

この規程は、2001年11月15日から施行する。

附 則(2006年10月19日改正)

この規程は、2006年10月19日から施行し、2006年10月1日から適用する。

附 則(2012年5月17日改正)

この規程は、2012年5月17日から施行し、2012年5月1日から適用する。

附 則(私立学校法改正)

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 この規程の改正に伴い、学校法人東京女子大学役員及び評議員の交通費等に関する内規(2006年10月19日制定)は廃止する。

附 則(2021年9月16日改正)

この規程は、2021年9月16日から施行し、2021年6月1日から適用する。

附 則(2023年5月18日改正)

この規程は、2023年5月18日から施行し、2023年4月1日から適用する。

附 則(2025年3月13日改正)

この規程は、2025年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

別表第1(第2条の2第1項関係)

常勤役員の基本報酬

号 俸	報酬月額	1 週当たりの 職務執行日数の目安
1	300,000 円	週 3 日
2	400,000 円	週 4 日
3	500,000 円	週 5 日

別表第2(第2条の2第2項関係)

非常勤役員の基本報酬

役職	報酬額
理事	年額 500,000 円
監事	年額 500,000 円

別表第3(第2条の2第3項関係)

非常勤役員の職務手当

役職		職務手当の額	1 週当たりの 職務執行日数の目安
理事長		月額 300,000 円	—
業務執行理事	副理事長 常務理事	月額 100,000 円	週 1 日
		月額 150,000 円	週 1.5 日
		月額 200,000 円	週 2 日
		月額 250,000 円	週 2.5 日
	その他の 業務執行理事	月額 100,000 円	—

別表第4(第2条の2第4項関係)

評議員会議長の基本報酬

役職	報酬額
評議員会議長（学外評議員の場合）	年額 500,000円

別表第5（第4条第2項関係）

役員の旅費日当

旅費日当の額*	3,000 円
---------	---------

注1 *印は所得税等法定の控除後の金額とする。

別表第6(第4条の2第2項関係)

学外評議員の交通費相当額

交通費相当額*	5,000 円
---------	---------

注1 *印は所得税等法定の控除後の金額とする。

別表第7(第6条関係)

役員及び学外評議員の退任時謝礼算定式

退任時謝礼の額を 算定する計算式	基準額 10,000 円×(係数*×在任年数)
---------------------	-------------------------

注1 *印の職務の別により在任年数に乗ずる係数は、次のとおりとする。

理事長 2、理事 1、監事 1、評議員会議長 1、評議員 0.5

2 複数の職務を同時に兼任した期間については、係数の大きい職務で算定する。

3 期間を別にして、複数の職務に就任した場合は、それぞれを算定した合計額によるものとする。

4 在任期間には、教職員理事の期間を含まない。

5 計算後、1,000円未満の端数を生じた場合は、四捨五入とする。

6 基準額10,000円は、所得税等法定の控除後の金額とする。